

小竹町農業委員会第7回総会議事録

1 開催日時 令和6年1月10日(水曜日) 午前10時00分開会
午前10時38分閉会

2 開催場所 小竹町役場別棟 1階 103・104会議室

3 出席委員(6人)

会長	1番	川村	光一
会長職務代理者	2番	田中	善範
委員	3番	古森	憲
	5番	大安	美佐代
	6番	山本	芳久
	7番	石川	壽治

欠席委員(1人)

委員	4番	本松	雄一郎
----	----	----	-----

4 議事日程

- 第1 議案第20号 非農地証明願について
- 第2 議案第21号 非農地証明願について
- 第3 議案第22号 非農地証明願について
- 第4 議案第23号 特例事業(農地売買等事業)による所有権移転について
- 第5 議案第24号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 第6 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

その他

5 事務局職員

書記	松尾	政利
書記	今村	貴史
書記	山下	太助

6 議事の経過

会長 これより、小竹町農業委員会第7回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、御異議ありませんか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 それでは、6番 山本委員、7番 石川委員にお願いいたします。会期は令和6年1月10日午前10時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第20号「非農地証明願について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1議案第20号「非農地証明願について」令和5年11月30日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[]番地
[]氏

土地の表示は1筆で、大字[]番[]

台帳地目：畑 現況地目：雑種地 地積：583㎡

申請農地では20年以上耕作が行われておらず、現況が雑種地となっており、今後も申請農地で耕作をする意思はないため申請するものです。

この申請について、御審議の程よろしく願いいたします。

会長 当該土地は[]地区ですので、現地の状況について、地区担当の大安委員から御説明をお願いします。

大安委員 先ほど、川村会長と山本委員と事務局と現地の確認に向かいました。申請地は20年以上前から農地ではなく、何もない草原になっています。特に建築物もなく、稀に選挙時にテントが建てられている様子が見られたと思います。周辺も全て住宅地ですので、非農地と証明しても問題は無いと思われます。

田中委員 現況は雑種地とありますが。

事務局 本当に草だけで他には何もありません。

会長 他に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第2議案第21号「非農地証明願について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 3ページをお願いします。日程第2議案第21号「非農地証明願について」令和5年12月7日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[]番地
[]氏

土地の表示は1筆で、大字[]番[]

台帳地目：畑 現況地目：宅地 地積：210㎡

申請農地は、昭和48年に家屋が建って以降、建物敷地として利用され、所有者も今後は申請農地での農作業の意思は無く、現況から鑑みるに実施は難しいため申請するものです。

この申請について、御審議の程よろしく願いいたします。

会長 当該土地も[]地区ですので、現地の状況について、引き続き大安委員から御説明をお願いします。

大安委員 こちらも、川村会長と山本委員と事務局と現地の確認に向かいました。申請地は、事務局の報告通り宅地となっており、農地として使われた形跡は見当たりま

せんでした。建っている家屋はとても古く、余った土地についても、畑として使用できるような現況ではありませんでした。こちらも非農地と証明しても問題は無いと思われれます。

会長 本案について何か質問等がありますか？

石川委員 210㎡全てが宅地ではなく、一部は何もない空き地なのですか？

大安委員 そうです。残りの土地も砂利交じりの土地になっています。

石川委員 敷地内に建物は建っているのですか？

事務局 申請者の理由書には昭和48年には家屋が建っているとのことです。

会長 他に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第3議案第22号「非農地証明願について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。日程第3議案第22号「非農地証明願について」令和5年12月14日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[REDACTED]番地

[REDACTED]氏

土地の表示は1筆で、大字[REDACTED]番

台帳地目：畑 現況地目：雑種地 地積：198㎡

申請農地では20年以上耕作を行っておらず、現況が雑種地となっており、今後も耕作を行う意思はないため申請するものです。

この申請について、御審議の程よろしく願いいたします。

会長 当該土地は[REDACTED]地区ですので、現地の状況について、山本委員から御説明をお願いします。

山本委員 先ほど、川村会長と事務局と現地の確認に向かいました。現状は所有者の住宅の庭の一部となっており、今後も農作業を行うことは現実的ではないと思います。御検討よろしくをお願いします。

会長 この案件について何か質問等がありますか。特に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第4議案第23号「特例事業（農地売買等事業）による所有権移転について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いします。日程第4議案第23号「特例事業（農地売買等事業）による所有権移転について」譲受人と譲渡人の中での売買が協議の末合意し、令和5年11月21日付けで事務局に提出され受理しました。

譲受人は、[REDACTED]番地

[REDACTED]氏

譲渡人は、福岡市中央区天神4丁目10番12号

公益財団法人福岡県農業振興推進機構

理事長 鐘江 義広 氏

土地の表示は1筆で、[REDACTED]番

台帳地目：田 現況地目：田 地積：1, 144 m²

申請理由は譲受人の経営規模の拡大に伴う農地の売買であります。

御審議の程よろしく申し上げます。

会長 この案件について何か質問等がありますか。

石川委員 購入金額の基準値といったものはあるのか？

事務局 購入金額については、最終的な購入者と前所有者間での協議の上で決めていますので、基準値といったものは設けていません。

石川委員 機構に売り出すための最低基準金額といったものもないのか？

事務局 特にはありません。金額についての仲裁等を推進機構が行うことはありません。

田中委員 農地の非課税についてはどうなるのか？

事務局 売渡者は、今回は買入なので譲渡所得の控除が1500万円あります。購入者は、不動産所得が購入額の3分の1控除があります。

購入については分割で行うとのこと。それに合わせて少しずつ手掛けていくとのこと。

会長 他に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第5議案第24号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いします。日程第5議案第24号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について」今回、新規が1件1筆1, 001 m²、解除が2件2筆2, 348 m²、特例事業での売買が1件1筆1, 144 m²です。

出し手：[REDACTED] 受け手（新規）：[REDACTED]
大字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 地目：田 面積：1,001 m²

出し手：[REDACTED] 受け手（解除）：[REDACTED]
大字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 地目：田 面積：1,001 m²

出し手：[REDACTED] 受け手（解除）：[REDACTED]
大字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 地目：田 面積：1,347 m²

出し手：公益財団法人福岡県農業振興推進機構 受け手（売買）：[REDACTED]
大字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 地目：田 面積：1,144 m²

農業経営基盤強化促進法附則第5条に則り、小竹町の地域計画が出来ていない現状は、農用地利用集積計画を公告する必要があるために起案するものであります。

この申請について、御審議の程よろしく申し上げます。

会長 当農業委員会としましても、農地の利用集積を推進しておりますので、承認し

たいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第6議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いします。日程第6議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」令和5年12月25日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人につきましては、

譲受人は、[REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏

譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED] 氏

土地の表示は1筆で、大字 [REDACTED] 番 [REDACTED]

台帳地目：田 現況地目：田 地積：1,347 m²

契約内容は、売買による所有権の移転であります。

この申請について、御審議の程よろしくお願いいたします

会長 今回の申請について、申請者は今後も地域と関わる旨を表示しているのか。

事務局 申請書にも今後は水利活用について地元の清掃等にも参加する旨を記載しています。

会長 他に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますですがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。以上で本日の議事日程は全て終了しました。その他の報告事項について事務局から何かありますか？

事務局 賃借料情報について御報告いたします。昨年の1月から12月までの町内の農地賃借料をまとめた一覧を各位に配布しております。この内容について、御指摘等が無ければ2月の広報誌に掲載いたします。物納支給についても昨年掲載した方が良いとの提案を頂きましたので掲載しました。また昨年度の賃借料情報の掲載について、来年度からは使用賃借権についてもデータ数に含めるようにとのお話がありましたので、最低金額は0円になっています。

会長 この最高額はどうなっているのか？

事務局 10アールあたりの単価ではなく一筆何千円というくくりで貸借をされていますので、逆算して算出しています。

会長 その旨も原稿文に記載してください。

事務局 わかりました。

会長 そもそもこの算出の面積は耕作面積なのか？土地面積なのか？

事務局 土地面積で算出しています。場所によっては畔が入り、そこも算出されてしまいますので。

会長 わかりました。

事務局 他に質疑が無いようでしたらこの内容で掲載する形でいいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)
会長 他に質疑が無いようでしたら、これにて総会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、1月10日開催の第7回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長及び署名委員が署名する。

令和6年1月10日

議長 川村 光一

署名人

6番

山本 芳久

7番

石川 壽治